

金島小学校体育施設使用に関する管理規定

(開放日について)

- ・ 体育館の開放は、火曜日から金曜日とする。月曜日は開放しない。土曜日及び日曜日に使用を希望する団体は、その都度、学校に使用予定等がないか確認し、使用の7日前までに校長の許可を得て使用できるものとする。
- ・ 校庭の開放は、土曜日及び日曜日とする。夏季休業日等の長期休業日の平日は開放しない。また、祝日に校庭を使用したい場合は、その都度、学校に使用予定等がないか確認し、使用の7日前までに校長の許可を得て使用できるものとする。
- ・ 学校は、学校行事等の都合により、体育館、校庭を使用できない期間を不定期に設けることができる。その期間は、開放日にあたる場合でも使用できない。

(使用時間について)

- ・ 金島小学校体育館 19:00～21:00
- ・ 金島小学校校庭 8:00～16:00

(体育館の使用について)

- ・ 使用団体は、使用日の16時までに、「体育館の鍵」「開放日誌」を本校職員室にて借用すること。
- ・ 使用団体は、その日の活動終了時に「開放日誌」に必要事項を記入し、「体育館の鍵」と一緒に、学校が指定した場所に返却すること。
- ・ 使用団体は、使用する用具は自団体で用意し、学校備品の体育用具等は使用しないこと。常時体育館に置いておきたい用具がある場合は、その旨を学校に申し出て校長の許可を得ること。
- ・ 体育館使用後は、体育館フロアについては必ず清掃を行い、清掃用具を所定の位置に戻しておく。また、トイレ、更衣室等を必要以上に汚してしまった場合は、必ず清掃し、開放日誌に記録すること。
- ・ 使用団体は、事故の防止に努めること。怪我等の対応については、各団体の責任において行うこと。
- ・ 使用団体は、忘れ物やゴミ等の散乱、体育館用具の無断使用、施設の破損等が起こらないように、使用上のマナーについて常時指導を行うこと。

(校庭の使用について)

- ・使用団体は、使用日の一日前の16時までに、「開放日誌」を本校職員室にて借用すること。
- ・使用団体は、その日の活動終了時に「開放日誌」に必要事項を記入し、学校が指定した場所に返却すること。
- ・使用団体は、使用する用具は自団体で用意し、校地内にあるコーン等の学校備品は使用しないこと。
- ・校庭（土の上）以外でのボール等の用具の使用（ボールを投げる、転がす、蹴る、つく、校舎にあてる等の行為をすべて含む）はすべて禁止とする。
- ・校庭の上段、校舎の立地しているところでの運動は禁止とする。
- ・校庭使用後は、必ず校庭整備及び体育館外トイレの清掃を行い、使用した用具を所定の位置に戻しておくこと。
- ・使用団体は、事故の防止に努めること。怪我等の対応については、各団体の責任において行うこと。
- ・使用団体は、忘れ物やゴミ等の散乱、学校備品の無断使用、施設の破損等が起こらないように、使用上のマナーについて常時指導を行うこと。

(駐車場について)

- ・体育施設使用時の駐車場は、校庭南側駐車場とする。ただし、夜間や校庭南側駐車場が満車の場合は、体育館前、児童玄関前、体育館と職員玄関の間も駐車可能とするが、体育館通路前を塞ぐ形での駐車は絶対にしないこと。
- ・施設使用後は、門扉をかならず締めて退場すること。

以上の管理規定が守られない場合は、校庭及び体育館の使用を停止または、禁止とすることがある。